

選択的訴訟仮説と 50%ルールの 検証

——我が国の整理解雇訴訟について

小葉 武史

(熊本学園大学准教授)

本多 康作

(広島工業大学准教授)

本稿では、我が国の整理解雇に関する判例データを用いて、選択的訴訟仮説と50%ルールが成立しているかどうかを検証した。Priest and Klein (1984) によって提唱されたこれらの仮説からは、ルールの確定性が高まると、訴訟率が低下し、原告勝訴率が50%に収束することが示唆される。本稿はまず、訴訟数と失業者数や非自発的離職者数の間には長期的に安定した関係が存在するが、一部に長期的関係から乖離する期間があることを明らかにした。この乖離は、潜在的訴訟数の代理変数である失業者数や非自発的離職者数の動きによっては説明できない訴訟数の動きであり、訴訟率の変動と考えることができる。乖離の時系列的変動から、1970年代後半から80年代前半および2000年代に訴訟率が低下したことが分かった。労働法学では70年代後半から80年代前半の時期に解雇権濫用法理と整理解雇四要件が確立され、法ルールの確定性が高まったとされており、本稿で得たこの時期の訴訟率の低下は労働法学の標準的な判例の理解に矛盾しない。2000年代には整理解雇に関わる様々な変化があったが、この時期に訴訟数を引き下げた原因は、主として個別労働紛争処理制度や労働審判制度といった新しい紛争解決制度の導入であったと考えられる。なぜなら、訴訟に至る前に解決をはかるこれらの制度の導入は、法ルールの確定性を変化させることなしに訴訟率のみを引き下げると考えられるが、本稿で行った50%ルールの検証において、2000年代を含む後半期に、原告勝訴率が50%へと収束することなしに訴訟率が低下したことが観察されたからである。

【キーワード】 労働関連統計、個別的労働関係法、労働判例・労委命令

目次

- I はじめに
- II 理論的背景
- III 実証分析
- IV まとめ

I はじめに

我が国において、解雇権濫用法理および、整理解雇について具体的な解雇基準である整理解雇四

要件は、長らく判例法理として通用してきた。ここには判例の蓄積による法ルールの形成と確定を通じて、ルールの存在と内容が認識され、法制度の基盤が形成されるというプロセスが存在する。従来、このプロセスは法学者によって明らかにされてきたが、その手法は個々の判例を詳しく分析し解釈するというものであった。本稿はこのプロセスが合理的主体の訴訟行動に影響する点に注目し、訴訟行動の観察からさかのぼって法ルールの形成と確定のプロセスを数量的に明らかにする。

より具体的には、本稿は我が国の整理解雇に関する判例データを用いて、選択的訴訟仮説と50%ルールが成立しているかどうかを検証する。Priest and Klein (1984) によって定型化されたこれらの仮説は、法ルールの確定性が高まると訴訟率が低下し、原告勝訴率が50%に収束するというものである。この仮説を用いることで、訴訟率と原告勝訴率の変動から法ルールの確定性についての手がかりを得ることができる。そうすることで本稿は、整理解雇に関わる判例が確定した時期を明らかにし、労働法学における判例の理解と整合的かどうかを検証する。

我が国の整理解雇に関する判例の数量分析では大竹・藤川 (2001)、大竹 (2004) による先駆的研究がある。本稿の分析においてもこれらを参考とした点が多いが、大竹・藤川論文以降に生じた重要な変化が2点ある。1点目は、1990年代から2000年代初めにかけて訴訟数が急上昇した後、2000年代半ばから急低下するという激しい変動が観察されたことである。大竹・藤川は1945年から1990年代後半までの判例データを用いているが、その後の10年間で発生した訴訟数は、大竹・藤川が分析対象とした50年分の訴訟数に匹敵するほど多い。この時期に何が生じたのかについて詳細な検討が必要である。2点目は、50%ルールの検証方法について技術面での改良があったことである。Priest and Klein 以来の初期の検証では、事件のカテゴリ別また地域別に原告勝訴率を求め、それが50%であるか否かを検証してきた。しかし Eisenberg (1990) は正確なコインを投げても表ばかりが出る可能性があるという喩えを用いて、仮に50%ルールが厳密に成立する状況であったとしても、原告勝訴率が50%から外れることがあり得ることに注意を促した。50%ルールは確率的に検証されるべきである。また Waldfoegel (1995) は訴訟率と原告勝訴率の関係を同時に見ることを提案している。法ルールの確定性が高まると、選択的訴訟仮説により訴訟率が低下し、50%ルールより原告勝訴率は50%へと収束する。この訴訟率の低下と原告勝訴率の50%への収束が同時に生じているかどうかを検証すべきである。訴訟数に急激な変化が観察された今、新しい

分析手法を用いて法的ルールの確定性と訴訟率・原告勝訴率の関係を改めて検討することは非常に重要である。

本稿の以下の構成は次の通りである。IIでは選択的訴訟仮説と50%ルールについて、これらの仮説が導出される過程を簡単に紹介し、その理論的背景とインプリケーションを確認する。IIIでは我が国の整理解雇訴訟について得られた判例データを用いて、選択的訴訟仮説と50%ルールが成立しているかどうかを検証する。IVは本稿の分析によって得られた知見をまとめる。

II 理論的背景

1 選択的訴訟仮説

争議のうち裁判所に提訴されて訴訟となるものはごく一部であり、大部分が和解によって解決されることが知られている。この理由について Landes (1971)、Gould (1973)、Shavell (1982) らは、和解と提訴の選択モデルを構築することで検討してきた¹⁾。Priest and Klein (1984) は、和解と提訴の選択モデルから得られる結果を整理することで、潜在的に存在する全ての争議数(潜在的訴訟数)と提訴される争議数(訴訟数)との関係を明らかにした。ここでは Priest and Klein に従い、潜在的訴訟数と訴訟数がみとすべき関係を整理する²⁾。

モデルには(潜在的な)原告と被告が存在する。原告はある争議について被告との間で和解するか裁判所に提訴するかを選択する。原告が和解を受諾する最低金額 A を次のように書くことができる。

$$A = P_p \cdot J - C_p + S_p \quad (1)$$

ここで、 P_p は原告が予想する裁判における原告勝訴率、 J は原告勝訴の場合に得られる利得、 C_p は裁判費用、 S_p は和解費用である。(1) は提訴した場合の原告の期待利得を表している。提訴した場合、原告は P_p の確率で勝訴して J を受け取る。裁判には費用 C_p が必要であるが、和解費用 S_p を節約することができる。

一方、被告が和解のために提示できる最高金額

Bを次のように書くことができる。

$$B = P_d \cdot J + C_d - S_d \quad (2)$$

ここで、 P_d は被告が予想する裁判における原告勝訴率、 J は原告勝訴の場合に支払う費用、 C_d は裁判費用、 S_d は和解費用である。(2)は提訴された場合の被告の期待費用を表す。提訴された場合、被告は P_d の確率で敗訴して J を支払う。裁判には費用 C_d が必要であるが、和解費用 S_d を節約することができる。

$A > B$ ならば、原告が和解を受諾する最低金額を被告が支払うことができないために、争議は裁判所へと持ち込まれて訴訟となる。この条件式を次のように整理することができる。

$$A > B \Leftrightarrow P_p - P_d > \frac{C - S}{J} > 0 \quad (3)$$

ここで、 $C = C_p + C_d$ は裁判費用、 $S = S_p + S_d$ は和解費用である。現実には裁判費用は和解費用よりも大きい($C > S$)と考えられるので $\frac{C - S}{J}$ は正である。

(3)より、以下2点のインプリケーションを得る。第一に、潜在的に存在する全ての争議が提訴されるわけではなく、また提訴される争議は全ての争議からのランダムサンプリングではない。提訴される争議は(3)によるスクリーニング過程を経る。第二に、裁判費用が和解費用よりも大きいという現実的な仮定の下で、提訴される争議は $P_p > P_d$ をみたす場合に限る。すなわち、原告と被告が予想する原告勝訴率の間に乖離が存在し、かつ双方共に自らの勝訴率を楽観的に見積もっている場合に限る。2点目のインプリケーションは法ルールの確定性との関係で重要である。法ルールが確定しており周知されているならば³⁾、原告と被告の間で予想する原告勝訴率の乖離は生じず、訴訟数はゼロである。原告は自らが敗訴する

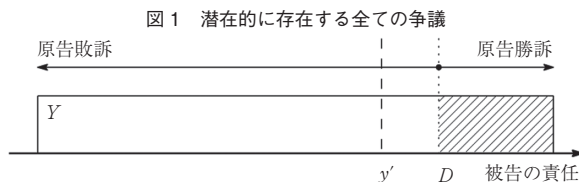
争議を提訴しないし、逆に原告が勝訴する争議は被告が和解に持ち込むから、やはり提訴されない。よって、法ルールの確定性が高まると訴訟率が低下することが示唆される。

2 50%ルール

Priest and Klein (1984)はまた、法ルールの確定性が高まると原告勝訴率は50%に収束すると主張した。再びPriest and Kleinに従い、この主張が得られた過程と主張が持つインプリケーションを整理する⁴⁾。

潜在的に存在する全ての争議の集合を Y とする。 Y の要素はある基準、たとえば被告の責任の大小によって数値に対応づけられ一次元数直線上に分布している。図1の右側ほど被告の責任が大きいとする。なお図1は Y を一様分布で表しているが、50%ルールの結論は Y の分布形状には依存しない。

D を裁判所がもつ裁判基準とする。 D を境に $y > D$ なる全ての $y \in Y$ について裁判所は原告勝訴の判決を下し、 $y < D$ なる全ての $y \in Y$ について裁判所は原告敗訴の判決を下す。たとえば図1におけるある争議 y' が提訴されたならば判決は原告敗訴である。全ての潜在的訴訟 $y \in Y$ が提訴されたならば、原告勝訴率は図1の斜線部の面積に等しい。図1では全ての潜在的訴訟が提訴された場合に原告勝訴率が50%よりも小さく描かれている。しかし選択的訴訟仮説で見たように全ての潜在的訴訟が提訴されるわけではない。ある争議 y' の当事者である原告と被告が裁判基準 D を確定的に知っているならば y' は提訴されない。なぜなら原告は提訴すれば自分が敗訴を知っているからである。逆に $y' > D$ の場合も D が確定的であれば提訴されない。なぜならこの場合には被告が自分が敗訴を知っており、



提訴される前に和解に持ち込むからである。よって y' が提訴されるのは、原告または被告あるいは双方が D を確率的にしか知らない場合に限る。原告が予想する裁判基準 D_p の分布を確率密度関数 f_p 、被告が予想する裁判基準 D_d の分布を確率密度関数 f_d でそれぞれ表す (図2)。

この下で原告と被告が予想する原告勝訴率をそれぞれ、

$$P_p = \text{Prob}(D_p < y') = F_p(y') \quad (4)$$

$$P_d = \text{Prob}(D_d < y') = F_d(y') \quad (5)$$

と書くことができる。ここで F_p 、 F_d はそれぞれ D_p 、 D_d が従う分布の累積密度関数である。図2では F_p 、 F_d を再び一様分布として描いてあるが、50% ルールの結論はこれらの分布形状に依存しない。選択的訴訟仮説より提訴が行われる必要条件は (3) で表されるから、図2のように $P_p > P_d$ がみとされる場合は (3) がみとされ提訴に至る可能性が高い。

一方、図2において D から大きく離れた争議、たとえば y'' は提訴されない。原告は提訴すれば自分が敗訴することを予想 f_p の下で確信しているからである。 D に対する原告と被告の予測精度が上昇して分布が D に収束する過程では、 D から遠い y から順に提訴されなくなる。図1では全ての潜在的訴訟が提訴される場合には原告勝訴確率が50%よりも小さかった。しかし予測精度の上昇に伴い y'' のように確実に原告側が敗訴する争議ほど提訴されなくなるため、収束過程においては原告勝訴率が上昇する。 f_p 、 f_d が D に収束する極限では $y = D$ をみとす争議 y だけが提訴されることになり、原告勝訴率は50%に収束する⁵⁾。

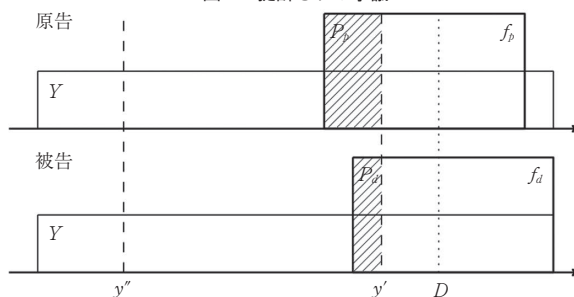
Ⅲ 実証分析

1 データ

本稿の分析で用いる訴訟数および原告勝訴数のデータは、TKC 法律情報データベース LEX/DB より得た。当該データベースは「明治8年の大審院判例から今日までに公表された判例を網羅的に収録したフルテキスト型 (判例全文情報) データベース」である⁶⁾。このデータベースを対象として、サンプル期間を1953年から2010年とし⁷⁾、「整理解雇」をキーワードとした全文検索を行って、「整理解雇」という文言が含まれる訴訟を抽出した。この段階でのサンプルサイズは484件であった。ただしこれだけでは整理解雇が争点でない訴訟を含むおそれがあるから⁸⁾、抽出された訴訟について判例全文を精査することで、整理解雇が争点でない訴訟を排除した。また本稿で検討する整理解雇訴訟の性質から、企業側が原告である訴訟を除いた。個々の訴訟は裁判所に持ち込まれた時点のデータを持っており、これをキーとして年ごとに集計することで訴訟数を得るが、高等裁判所または最高裁判所に持ち込まれた訴訟 (控訴審・上告審) については、整理解雇が行われた時点と裁判所に持ち込まれた時点が大きく異なる可能性に注意が必要である。本稿ではこのタイムラグの問題を回避するために訴訟を第一審に限定し、控訴審と上告審を含まないこととした⁹⁾。以上の処理の結果、実際に分析に用いた訴訟数は359件である。

選択的訴訟仮説、すなわち法ルールの確定性が

図2 提訴される争議



高まると訴訟率が低下するという仮説を検証するには、実際に裁判所に持ち込まれた訴訟数とともに潜在的な訴訟数のデータが必要である。潜在的な訴訟数を観察することはできないから代理変数を用いることになる。潜在的に訴訟を起こす可能性がある母集団は、不本意に解雇され失業している労働者であろう。利用可能なデータの中では、『労働力調査』の調査項目を組み合わせ得られる非自発的失業者数が潜在的訴訟数の代理変数に適していると考えられる。しかし、『労働力調査』で失業が自発的であるか非自発的であるかの判断基準となる失業理由を問うているのは1984年以降の調査に限られる。労働法学の標準的な議論では、解雇権濫用法理と整理解雇四要件の成立時期を70年代後半から80年代前半としており、この時期を分析期間に入れることは本稿の目的にとって重要である。

そこで、本稿では、代理変数としての適切さには劣るが、注目する期間を含む時系列データの利用可能性に留意して、潜在的訴訟数の代理変数として以下の2つの候補を考えることにした。第一の候補は、自発的失業者を含めた失業者数（『労働力調査』、年平均完全失業者数）である。代理変数として失業者数を用いることの問題は、失業の原因が整理解雇ではない労働者、特に転職等のために自発的に失業状態にある労働者が含まれることである。彼らは整理解雇に対して訴訟を起こす潜在的な主体とは言えない。この問題を避けるため、代理変数の第二の候補として、『雇用動向調査』から得られる非自発的離職者数を考える。非自発的離職者とは、離職者のうち経営上の都合により離職した労働者であり¹⁰⁾、自発的失業者を含むという失業者数の問題を回避することができる。ただし、非自発的離職者には比較的短期間で転職に成功した者が含まれており、彼らは整理解雇に対して訴訟を起こす潜在的な主体とは言えない可能性がある¹¹⁾。

以上の議論から、失業者数も非自発的離職者数も、潜在的訴訟数の代理変数として一長一短がある。そこで本稿の以下の分析では、代理変数の2つの候補それぞれが持つ欠点に注意しつつ、2つの代理変数をそれぞれ用いた2つの分析を並行し

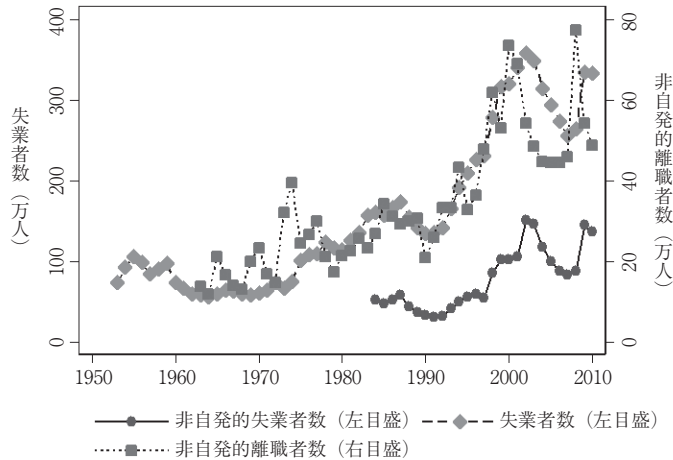
て進めることにした。なお、本稿の以下の分析について、我々が代理変数として適当と考える非自発的失業者数にデータを差し替えて分析を行った場合も、非自発的失業者数のデータが利用可能な期間については、主要な結果が変わらないことを確認した。

訴訟数、非自発的失業者数、および2つの代理変数の記述統計量は表1の通りである。サンプル期間は失業者数の遡及限界に合わせて1953年から2010年までの最大58年間とした。ただし、非自発的離職者数については1963年から調査が開始されたためにサンプル期間が10年分短い。非自発的失業者数と2つの代理変数の時系列変化を図3にプロットした。失業者数について、自発的失業者を含むという問題はあるものの、図3を見る限り、我々が代理変数として適当と考える非自発的失業者数と失業者数は、両方のデータが利用可能な1984年以降については、ほぼ同じように変動しており、2つの変数の間に極めて安定した関係が認められる（相関係数は.955）。このことは潜在的訴訟数の代理変数として非自発的失業者数の代わりに失業者数を用いることで生じる問題は比較的軽微であることを示唆する。また、非自発的離職者数の変動は失業者数の変動と比較して相対的に大きい（これは一般に離職者数が大きい時期には入職者数も大きく（労働移動が激しい時期に対応）、離職者数と入職者数が相殺された残余が、失業者数の変化分となるからである。労働移動が活発な60年代から70年代前半にかけて、非自発的離職者数は大きく変動しているが、失業者数は安定している。

表1 記述統計量

変数		平均	標準偏差	サンプル サイズ (年)
訴訟数	(件)	6.06	5.15	58
非自発的失業者数(万人)		77.59	38.14	27
失業者数	(万人)	157.08	94.73	58
非自発的離職者数(万人)		33.87	16.33	48

図3 潜在的訴訟数の代理変数



出所：非自発的失業者数・失業者数は労働力調査，非自発的離職者数は雇用動向調査。

2 選択的訴訟仮説の検証

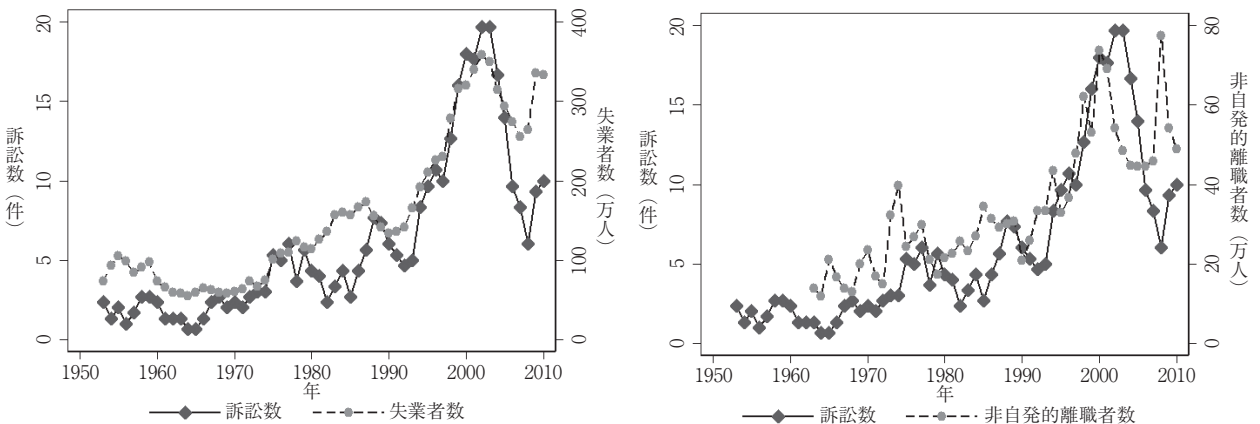
図4の左パネルは訴訟数と失業者数を、右パネルは訴訟数と非自発的離職者数をそれぞれプロットしたものである。なお、整理解雇が生じた時点と争議が裁判所に持ち込まれた時点のラグを解消するため、訴訟数の時点を1期前にずらしている。また訴訟数が比較的小さな整数値しか取らないことから、訴訟数について前後各1年の移動平均を取っている。

図4の左パネルを一見して訴訟数と失業者数との間には強い相関関係があることが分かる。相関係数は0.916である。ただし両変数共にトレンド

を持っているために単純な相関係数の確認だけでは見せかけの相関を判定する危険がある。拡張ディッキー・フラー検定により単位根の存在を確認したところ、両変数共に原系列が単位根を持ち階差系列は単位根を持たない $I(1)$ 変数であった。見せかけの相関を判定する危険を避けるため、階差系列どうしの相関係数を見れば0.634であり、階差系列においてもなお強い相関関係を持つことが分かった。図4の右パネルからは訴訟数と非自発的離職者数との間にも、訴訟数と失業者数との関係ほどではないが比較的強い相関関係があることがわかる（相関係数：0.772）。

このように訴訟数と失業者数、あるいは訴訟数

図4 訴訟数と潜在的訴訟数の関係



と非自発的離職者数の間には強い関係が存在するが、図4をより詳しく見れば、長期的に安定した関係から乖離している時期がいくつか存在することがわかる。第一に、1970年代後半から1980年代前半の時期である。この時期には失業者数や非自発的離職者数が増加傾向にあるにもかかわらず、訴訟数は減少している。第二に、2000年代である。この時期には失業者数や非自発的離職者数が減少しているが、訴訟数はさらに大きく減少している。これらの観察はこの時期に訴訟率が低下したことを示唆する。

長期的に安定した関係から乖離している時期を特定するため、訴訟数を潜在的訴訟数の変動によって説明できる部分と、それ以外の部分（残差）に分解することを考えよう。次の推計式を考える。

$$N_t = \beta_0 + \beta_1 \tilde{N}_t + \gamma X_t + e_t \quad (6)$$

ここで、 N_t は訴訟数である。 \tilde{N}_t は潜在的訴訟数であり、失業者数と非自発的離職者数で代理する。 X_t は潜在的訴訟数以外の説明変数であり、ここでは二次までのタイムトレンドを用いた。 e_t は誤差であり、その推定量である残差 e_t には潜在的訴訟数の変動によって説明できない訴訟数の変動（たとえば法ルールの確定性が変化することによる訴訟率の変動）が含まれる。

推計結果は表2に示される。失業者数・非自発的離職者数ともに訴訟数に対して有意なプラスの影響を与えている。図5はここで推計された残差をプロットしたものである。図5の左パネルは説明変数に失業者数を用いたときの残差を、右パネ

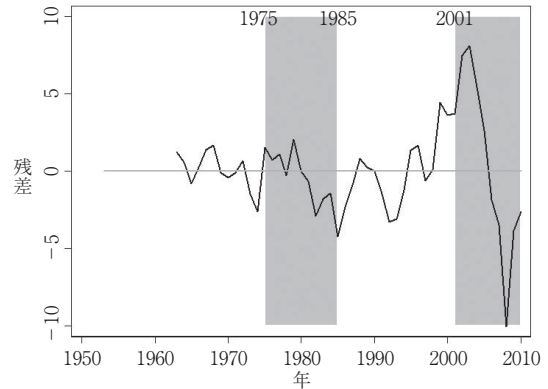
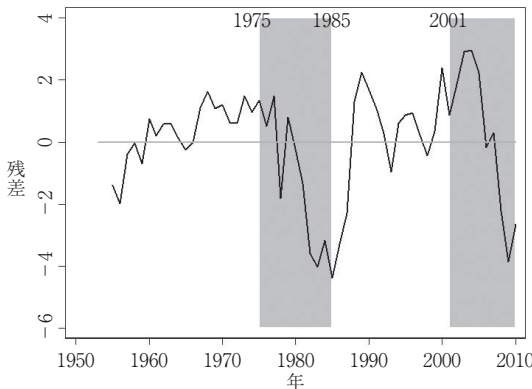
表2 訴訟数と潜在的訴訟数の関係

OLS		
訴訟数		
失業者数	0.0760*** [0.00745]	
非自発的離職者数		0.129* [0.0711]
トレンド項	22.02*** [6.394]	3.058 [9.996]
トレンド項の二乗	-0.00559*** [0.00162]	-0.000727 [0.00252]
定数項	-21682.8*** [6306.2]	-3203.2 [9911.9]
修正 R^2	0.874	0.641
サンプルサイズ	58	48

[]内は標準誤差
有意水準 ***1%, **5%, *10%

ルは非自発的離職者数を用いた場合の残差をそれぞれ表す。図5の左パネルでは、図4で簡単に見たように、70年代後半から80年代前半および2000年代の時期の残差の動きが特徴的である。この時期には、失業者数をコントロールした上で訴訟数が急激に低下しており、訴訟率が低下したことが予想される。非自発的離職者数を用いた右パネルにおいても、失業者数を用いた場合と比べて顕著ではないが、70年代後半から80年代前半および2000年代の時期に残差が低下しているという点は同じである。非自発的離職率を用いた場合に、特に70年代後半から80年代前半の時期に

図5 訴訟数を潜在的訴訟数に回帰したときの残差



見られる残差の低下があまり顕著でないのは、この時期の低下が小さいことよりもむしろ全般的に残差ないし非自発的離職者数の変動が大きいことに起因している¹²⁾。

3 労働法学との整合性

データからは70年代後半から80年代前半および2000年代に訴訟率の低下が観察された。選択的訴訟仮説によれば、法ルールの確定性が高まると訴訟率が低下するが、この時期に法ルールの確定性が高まったと言えるだろうか。この点を考察するために、菅野(2010)や水町(2010)を通じて労働法学の議論を参照し、各期間において訴訟率に影響を与えた可能性がある判決や制度の変化を確認しよう。

70年代後半から80年代前半に生じた整理解雇に関する変化として、解雇をめぐる判例法理の確立を指摘することができる。我が国の民法は、雇用契約について解約の自由を定めている(民法627条1項)。解雇は使用者がその一方的な意思表示によって雇用契約を解約することであるが、労働者の生活に重大な影響を及ぼすため、解雇権の行使には判例による様々な制約が課せられてきた。終戦直後の時期には解雇は広く一般に行われていたが、高度成長期を経て日本的雇用慣行が成立すると、下級審裁判例の中で、正当な理由のない解雇は権利の濫用として無効とする、いわゆる解雇権濫用法理が形成された。この流れの中で最高裁は1975年の日本食塩製造事件(最二小判昭50・4・25民集29巻4号456頁)において「使用者の解雇権の行使も、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合には、権利の濫用として無効になる」と述べ、この法理の内容を定式化した。ただし大内(2008)が指摘するように、これはユニオンショップ協定という労働協約上の規定に基づくやや特殊な解雇のケースであった。1977年の高知放送事件(最二小判昭52・1・31労判268号17頁)では、就業規則の解雇事由に基づくより一般的な解雇のケースについて最高裁が同様の判断を示し、ここに解雇権濫用法理が確立した。解雇権濫用法理では「客観的に合理的な理由」および「社

会通念上相当」という2つの要件が示されているが、特に整理解雇についてはこの2つの要件はより具体化され整理解雇四要件¹³⁾として定式化されてきた。1975年の大村野上事件(長崎地大村支判昭50・12・24労判242号14頁)が初めて整理解雇四要件を明示し、1979年の東洋酸素事件(東京高判昭54・10・29労判330号71頁)を経て、1983年のあさひ保育園事件(最一小判昭58・10・27労判427号63頁)で、最高裁もこの整理解雇四要件を実質的に踏襲した。

このように70年代後半から80年代前半の時期は、解雇権濫用法理と、整理解雇について解雇の正当性を判断する基準となる整理解雇四要件が確立したとされる時期である。選択的訴訟仮説によれば、法ルールの確定に伴い訴訟率が低下するはずであるが、データは確かにこの時期に訴訟率が低下したことを示している。本稿で得た訴訟率の低下という観察は、労働法学の標準的な判例の理解と矛盾せず、これをサポートするものである。

なお、70年代後半から80年代前半にかけていったん低下した訴訟率は、そのまま低下し続けるのではなくて再び上昇に転じている。奥野・原(2008)は解雇権濫用法理ないし整理解雇四要件が確立した後の整理解雇訴訟では、各要件についていかなる場合にそれらがみたまかしていると判断するかが論点となっていたことを指摘しているが、いったんは判例法理が確定して訴訟率が減少しても、再びそこからより詳細な論点が生じて訴訟率が増加するということが起きたのかも知れない。Priest(1987)、Cooter(1987)は訴訟が増大しそれに対して裁判所が判断を下すことの積み重ねが法システムを効率化ないし進化させると指摘したが、そのような判断の積み重ねが我が国の整理解雇訴訟にも存在した可能性がある。

次に、2000年代における整理解雇に関わる大きな変化として、以下3点を挙げることができる。第一に、四要件から四要素へという整理解雇四要件の位置づけの変化である。第二に、これまで判例法であった解雇権濫用法理が立法化されたことである。第三に、個別労働紛争解決制度や労働審判制度という新しい紛争解決制度が導入されたことである。

(1) 整理解雇四要件の位置づけの変化 2000年代には、整理解雇四要件を、四要件が成立しなければ法律効果が生じないという意味での法律要件としてではなく、整理解雇の正当性を判断するために考慮される要素を類型化したものとして捉える判決¹⁴⁾が出されている。2001年のナショナル・ウエストミンスター銀行(3次仮処分)事件(東京地決平12・1・21 判判782号23頁)、ワキタ事件(大阪地判平12・12・1 判判808号77頁)、2007年のCSFBセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド事件(東京高判平18・12・26 判判931号30頁)などはかつての四要件を四要素と位置づけている。一方で九州日誠電気事件(熊本地判平16・4・15 判判878号74頁)のように厳格な四要件説を堅持している判例もある。四要素説をとる判例においても、これまでの四要件が整理解雇の正当性を判断するための重要な要素であることに変わりはなく、四要件が四要素に変化したこと自体が法的ルールの確定性に対してどのような影響を与えたかは明らかでない。ただし、過渡期においては四要件説をとるか四要素説をとるか判例にぶれが観察された。この判例のぶれは法ルールの確定性の低下と見るべきであり、選択的訴訟仮説からは訴訟率の増加が示唆されるが、データからそれを読み取ることはできない。

(2) 解雇権濫用法理の立法化 外資系や中小企業など、我が国の法務知識を得ることが容易でない企業を中心に、その存在や内容が認識困難な判例法である解雇権濫用法理を立法化すべきとの主張があった。これに対応して、2003年には労働基準法(18条2項)に、先に掲げた1975年の日本食塩製造事件で定式化された法理が法律上明文化され、2007年の労働契約法の成立に伴い同法(16条)に移し替えられた。判例法が立法化されたことで、法ルールの確定性が高まったと言えなくはないが、ここで立法化された内容は、過去の判例そのものであって、新しい情報が付け加えられたわけではない。大内(2004)は労働基準法(18条2項)の立法化について、従来の解雇権濫用法理と比べて明確性という点でほとんど差がないとし、経営者等紛争当事者への法情報の周知に当たっては、法情報の源泉が判例であるか成文法であるかは重

要でない指摘している。ここでの立法化が法ルールの確定性に影響を与えたかどうかは定かでない。

(3) 新しい紛争解決制度の導入 人事労務管理や雇用形態の変化に伴い、個々の労働者と事業主との間の紛争(個別労働紛争)が増加してきた¹⁵⁾。このことを背景に、2001年10月施行の「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、都道府県労働局(厚生労働省)が提供する無料の紛争解決支援サービスが個別労働紛争解決制度である。また、2006年4月施行の「労働審判法」に基づいて、地方裁判所において訴訟に移行する前に、裁判官である労働審判官1名と労使実務家である労働審判員2名からなる労働審判委員会が、争議の調停・審判を行う仕組みが労働審判制度である。これらの制度は行政または司法が提供する新たな個別労働紛争の解決手続であって、紛争の未然防止と迅速な解決を促進することを目的としたものである。これらの制度は訴訟に至る前に解決をはかる制度であるから、制度の導入によって訴訟率は低下すると考えられる¹⁶⁾。一方でこれらの制度の有無は法ルールの確定性に影響を与えるものではない。

以上より、この時期に観察された訴訟率の傾向的低下の原因としては、新しい紛争解決制度の導入が有力な候補と言える。四要件から四要素への変化はむしろ訴訟率を上昇させる効果を持つので観察事実と反しており、少なくとも訴訟率を反転上昇させるほどにはこの影響は大きくない。解雇権濫用法理の立法化は、その内容が過去の判例を再確認しただけであることから、法的ルールの確定性を高めたかどうか定かでない。特に訴訟を起こすかどうかの決定に重要な役割を果たす弁護士など法曹関係者にとっては、判例であるか成文法であるかの違いは重要ではなく、その内容こそが重要であるが、内容は過去の判例と変わらないのだから、訴訟率への影響は限定的と考えられる。この予想を確認するため、次節では50%ルールを検証する。仮に2000年代に観察された訴訟率低下の原因が、新しい紛争解決制度の導入によるものであれば、これらの制度の導入は法ルールの確定性には影響を与えないと考えられるから、原

告勝訴率の50%への収束は生じないはずである。一方、解雇権濫用法理の立法化が法ルールの確定性を高めたのであれば、訴訟率の低下とともに原告勝訴率の50%への収束が観察されるはずである。

4 50%ルールの検証

Priest and Klein (1984) によって50%ルールが提唱されて以来、Wittman (1985), Priest (1985) らによる初期の検証では、事件のカテゴリ別、地域別、裁判官別に原告勝訴率を求め、それらが50%に等しいかどうか検討されてきた。原告勝訴率が50%に等しいという帰無仮説が棄却された場合は、そこで改めて50%ルールからの乖離の原因を探るために、それぞれの事件や地域の特殊性が議論された。一方、Eisenberg (1990) は原告勝訴率が50%から乖離した場合でも、乖離の原因を議論することは不必要だと主張した。Eisenberg は50%ルールの下での判決をコイン投げにたとえている。原告勝訴率が50%であるということは、裁判官がコインを投げて判決を決めたとしても量的には同じ結果をもたらす。ところで仮にコインが正確であったとしても、偶然に表ばかりが出る場合があり得る。同様に原告勝訴率が50%でないという結果が観察されたとしても、それは50%ルールを否定することにはならない。全ての事件のカテゴリにおいてまたは全ての裁判所において原告勝訴率が50%である必要はなく、原告勝訴率が50%でないという場合がコイン投げで表ばかりが出る場合と同様に生じにくければよい。つまり原告が勝つ回数が生起確率50%の二項分布に従うことを示せばよい。Eisenberg の議論に基づけば、50%ルールが厳密に成立する状態（法ルールが確定した状態）であっても、原告勝訴率が偶然50%から外れることがあるし、50%ルールが成立しない状態（法ルールが確定しない状態）であっても、原告勝訴率が偶然50%になることもある。50%ルールは多くのサンプルを集めることによって確率的に検証されるべきである。

Waldfoegel (1995) は訴訟率と原告勝訴率とを同時に見ることを提唱した。すでに議論したよう

に、法ルールの確定性が高まると、選択的訴訟仮説より訴訟率は低下し、50%ルールより原告勝訴率は50%へと収束する。よってクロスセクションあるいは時系列で訴訟率と原告勝訴率の関係をプロットすれば、図6に示すような図を描くことができる。ルールの確定性が高まると、訴訟率の低下とともに原告勝訴率の50%への収束が生じるから、これらをプロットすれば50%を頂点とする錐状に分布しなければならない。50%ルールはこのような収束過程を見ることで検証されるべきである。

以上の50%ルールの検証方法についての改良の経緯を踏まえ、我が国の整理解雇の判例を検討する。訴訟率として、年ごとの訴訟数を潜在的訴訟数の代理変数で除したものをを用いる。図6では回帰残差を用いて訴訟率の変動を議論したが、これは訴訟数と潜在的訴訟数の間に存在する長期的な関係から乖離していた時期を特定するために、長期的な訴訟率（潜在的訴訟数の係数）を一定と仮定して残差による議論を行ったものである。一方、50%ルールの検証においては年ごとの訴訟率のデータが必要であるので、訴訟数を潜在的訴訟数の代理変数で除したものをを用いる。また原告勝訴率について、本稿でいう原告勝訴とは、神林(2008)にならい、原告（労働者）の請求内容が

図6 訴訟率と原告勝訴率の関係

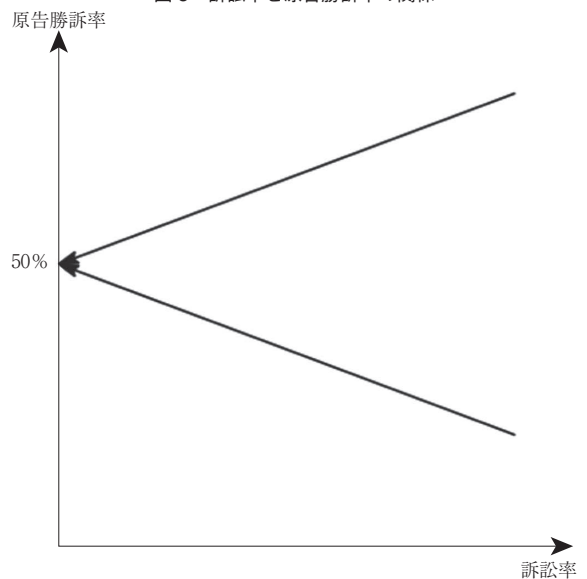
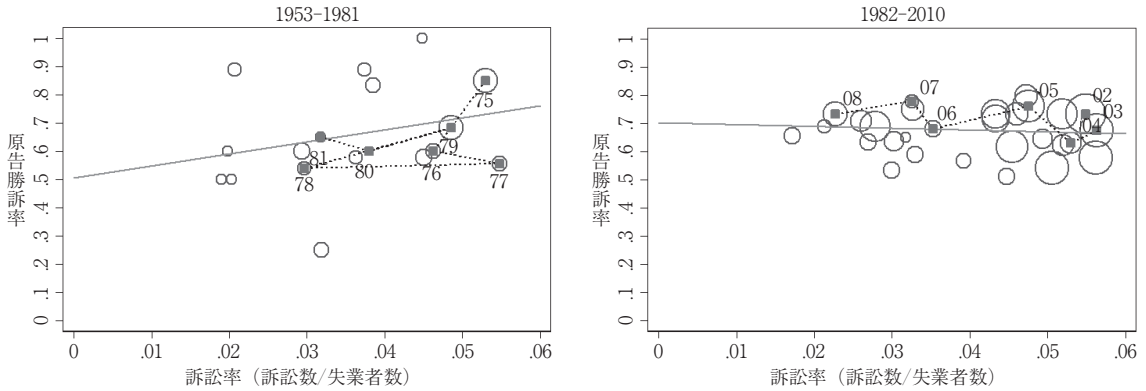


図7 訴訟率（訴訟数/失業者数）と原告勝訴率の関係



(一部)認められることをいう。例えば複数人で構成された原告のうち一部の解雇を無効とする判決は原告勝訴と数える。また解雇が有効とされた場合にも解雇手続き上の問題から労働者に金銭を支払うことを命じた判決も原告勝訴と数える¹⁷⁾。図7はWaldfoegel (1995)に従い、本稿で用いた整理解雇の判例から訴訟率と原告勝訴率との関係を年ごとにプロットしたものである。潜在的訴訟数の代理変数としてまずは失業者数を考え、訴訟率として訴訟数を失業者数で割ったものを用いた。非自発的離職者数を用いた分析は後に示される。サンプル期間を等分割して、左パネルには法ルールの確定性が高まったとされる期間を含む前半期(1953～81年)を、右パネルには新しい紛争解決制度の導入期間を含む後半期(1982～2010年)をプロットした¹⁸⁾。プロットされた円の大きさは、その年の訴訟数に比例する。これは同じ原告勝訴率であっても、訴訟数が少ない年に得られたデータは信頼できないことを表現したものである。

法ルールの確定性が高まったとされる前半期のプロットのほうがWaldfoegelのいう錐状の分布に近いようではあるものの、サンプルサイズの不足により、錐状であると積極的に主張することはできない。Eisenberg (1990)に従い、原告勝訴率が生起確率50%の二項分布に従うかどうかをコルモゴロフ・スミルノフ検定を用いてテストしたところ、前半期、後半期また両者を併せた全期間の全ての場合において、原告勝訴率が生起確率

50%の二項分布に従うという帰無仮説は有意水準1%で棄却された。サンプル期間には原告勝訴率50%への収束過程が含まれており、その収束先のように50%ルールが厳密に成立する状況(法ルールが確定した状況)ではないと考えられる。

そこで収束先に注目するために、プロットに直線をあてはめて、その切片を収束先と見なし、収束先が0.5に一致するかどうかをチェックすることにした。直線の推計結果を表3に示す¹⁹⁾。なお、ここでの推計には年ごとの訴訟数で重み付けをした加重最小二乗法(WLS)を用いた。サンプル期間全体を用いた推計において、切片の推計値は0.649であった。この切片ないし収束先が50%ルールが示唆する0.5に等しいかどうかをテストした

表3 訴訟率（訴訟数/失業者数）と原告勝訴率の関係 WLS

	全期間 1953-2010	前半期 1953-1981	後半期 1982-2010
切片	0.649*** [0.024]	0.505*** [0.071]	0.702*** [0.014]
傾き	0.570 [0.523]	4.271** [1.633]	-0.648** [0.320]
サンプルサイズ (加重後)	58 359	29 77	29 282
R2	0.001	0.075	0.006
H_0 : 切片=0.5	0.649***	0.505	0.702***
p値	0.000	0.945	0.000

[] 内は標準誤差
有意水準 ***1%, **5%, *10%

ところ、有意水準1%で切片が0.5に等しいという帰無仮説は棄却された。プロットに直線を当てはめた場合にその切片ないし収束先が0.5ではないという意味で、50%ルールはデータによってサポートされない。ただし、サンプル期間を2つに等分割した前半期(1953~81年)では、切片の推計値は0.505であり、これが0.5に等しいという帰無仮説は棄却されなかった。つまりこの期間のデータを用いた場合に50%ルールは棄却されない。一方、後半期(1982~2010年)のデータを用いた推計では、切片の推計値0.702は0.5と有意に異なり、データは50%ルールを棄却した。

以上の分析から、我が国の整理解雇訴訟について、前半期(1953~81年)のデータは50%ルールに少なくとも矛盾しないことが分かった。この期間には労働法学で整理解雇をめぐる判例法理が確立したとされる時期が含まれている。法ルールの確定性が高まると訴訟率が低下し原告勝訴率が50%に収束するという仮説と矛盾しない結果を得た。労働法学の議論を参考にして、法ルールの確定性が高まったとされる70年代後半のプロットを線で結ぶと、近似直線に沿って変動しているが、この近似直線の切片は50%と有意に異ならない。

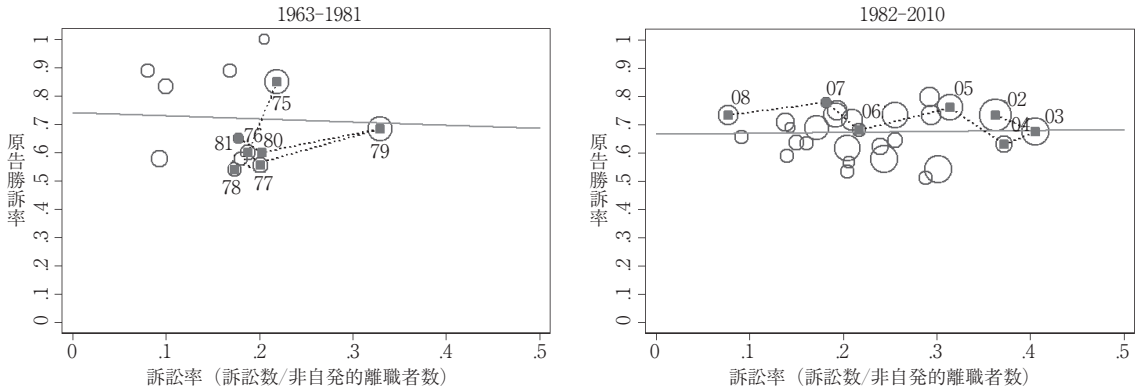
一方、後半期(1982~2010年)のデータは50%ルールをサポートしない。推計された近似直線の傾きは有意に負である。図7の右パネルに示されるように、この場合には訴訟率が低下すると原告勝訴率が50%から外れることになる。この期間は新しい紛争解決制度が導入された時期を含む。新しい紛争解決制度は、訴訟に至る前に解決をはかる制度であるから、訴訟率が低下することが予想され、確かにそうであったことが図7の右パネルでも確認できる。しかし新しい紛争解決制度の有無は法ルールの確定性に影響を与えるものではない。したがって訴訟率が低下したにもかかわらず、原告勝訴率については50%ルールに反する結果が得られたものと考えられる。

解雇権濫用法理の立法化が法ルールの確定性を高めたという仮説については、この時期に原告勝訴率の50%への収束が観察されないことから、ここでの分析に関する限り、この仮説をサポートする結果は得られていない。ここで立法化された

内容が判例法理としての解雇権濫用法理をそのまま条文化したものであり、法ルールの確定性を高める新たな情報が付加されたわけではないことが、立法化の影響が限定的であった理由と考えられる。言うまでもなく、本稿は立法化が無意味であったと主張するわけではなく、整理解雇四要件ないし四要素を明確に立法化すべきであったと主張するわけでもない。立法化は新しい紛争解決制度と相互補完的な役割を果たしている可能性がある。限定的とはいえ、立法化によって法ルールの存在や内容が明確になったとすれば、それが新しい紛争解決制度の迅速性などの機能を高めることになる。また条文化を前提としたうえで、立法化されなかった整理解雇四要件ないし四要素についての判断は、新しい紛争解決制度に委任されたと見ることもできる。司法制度改革の一環として、立法化は新しい紛争解決制度との相互補完的な機能において評価されるべきである。

最後に図8に、潜在的訴訟数の代理変数として非自発的離職者数を用いた場合の結果を示す。後半期に原告勝訴率の50%への収束を伴わない訴訟率の低下が観察される点は同じである。ただし、失業者数を用いた場合の分析とは異なり、前半期に原告勝訴率の50%への収束を認めることはできなかった。結果の違いが生じた原因として、まずデータの利用可能性の問題から53年から62年までの10年分のサンプルを失っていることが挙げられる。また、切片を引き上げているパネル左上方のデータは主として60年代のサンプルであるが、この時期は我々が法ルールの確定性が高まったとして注目する期間ではない。60年代は労働移動が活発であるので、離職数が潜在的訴訟数に対して過大に、訴訟率が過小に評価された可能性がある。法ルールの確定性が高まったとされる70年代後半のサンプル(1975~81年)に限れば、切片が0.5であるという仮説は有意水準5%では棄却されない(P 値0.073)。いずれにせよ、後半期の分析についてはサンプルを失うことなく行われており、2000年代に訴訟数を引き下げた原因が新しい紛争解決制度の導入であったとする本稿の主要な結論は変わらない。

図8 訴訟率（訴訟数/非自発的離職者数）と原告勝訴率の関係



IV まとめ

本稿では、我が国の整理解雇に関する判例データを用いて、選択的訴訟仮説と50%ルールが成立しているかどうかを検証した。Priest and Kleinによって提唱されたこれらの仮説からは、ルールの確定性が高まると、訴訟率が低下し、原告勝訴率が50%に収束することが示唆される。

本稿はまず、判例データベースより得られた訴訟数と失業者数や非自発的離職者数の間に長期的に安定した関係があることを明らかにし、失業者数や非自発的離職者数を潜在的訴訟数の代理変数と見なすことで、訴訟数を潜在的訴訟数に回帰し、その残差の動きを見た。残差は潜在的訴訟数の変動によっては説明できない訴訟数の変動であり、訴訟率の変動と考えることができる。残差の時系列的変動からは、1970年代後半から80年代前半および2000年代に訴訟率が低下したことが示唆された。労働法学では70年代後半から80年代前半の時期に解雇権濫用法理と整理解雇四要件が確立され、法ルールの確定性が高まったとされており、本稿で得た訴訟率の低下は労働法学の標準的な判例の理解に矛盾せず、これをサポートする実証結果である。

2000年代には整理解雇に関わる様々な変化があったが、この時期に訴訟数を引き下げた原因は、主として個別労働紛争処理制度や労働審判制度といった新しい紛争解決制度の導入であったと考えられる。なぜなら、訴訟に至る前に解決をはかる

これらの制度の導入は、法ルールの確定性を変化させることなしに訴訟率のみを引き下げると考えられるが、本稿の後半で行った50%ルールの検証において、2000年代を含む後半期に、原告勝訴率が50%へと収束することなしに訴訟率が低下したことが観察されたからである。2000年代にはこのほかに解雇権濫用法理の立法化が行われているが、このことが法ルールの確定性に与えた影響は限定的であったと考えられる。立法化された内容は過去の判例そのものであるため、そこに法ルールを確定させる追加的な情報はなく、また少なくともデータは原告勝訴率の50%への収束を示していない。

- 1) 初期の和解と提訴の選択モデルにおいては、期待効用理論を応用して危険回避的な行動が強調されている。すなわち裁判では勝つか負けるか分からないため、確実性同値額を受け取ることで和解に応じるという論理である。ただし、本稿のモデルもそうであるように、効用関数が線形であったとしても裁判費用が十分に大きいならば和解可能な領域は存在する。
- 2) 同様のモデルはPosner (1992), Miceli (2009)にも整理されている。
- 3) ここで「法ルール」とは、法を解釈し適用する際の前提となる法命題のことを指しており、法ルールが「確定」するとは、当該法命題の意味内容が一定のわくに収まることを意味している。すなわち、たとえある法命題の意味内容が一義的に定まっていなくとも、法律専門家であれば、当該法命題の意味内容の射程、換言すれば法ルールに含まれている語義の複数性を認識することが可能になっているということである。従って、本稿で「法ルールの確定性が高まる」との表現は、法命題の意味内容の具体化（語義の複数性の収束）と、法命題それ自体の堅固化（法命題の変更し難さ）等を念頭において使用している。なお、具体化と堅固化は判例の蓄積や立法化といった作用によって生じると想定しており、本稿の分析は、この意味での「確定性の高まり」を検証すること

も目的としている。

- 4) Priest and Klein (1984) は原告と被告が裁判基準 D だけではなく、自らに関わる争議の性質 γ も知らないという不確実性の下で議論しているが、本稿では法ルールの確定性に注目するために裁判基準 D のみに不確実性を導入している。この意味でここの記述は Priest and Klein のモデルを本稿の議論に合わせて簡略化したものである。
- 5) 原告が勝訴した場合に原告が得る利得と被告が支払う費用が等しくない場合には、取束先が 50% とはならない可能性が指摘されている。モデルではこれらの利得と費用は等しく J とされているが、例えば B 型肝炎訴訟のように国を被告とした訴訟では、ひとたび国が敗訴すると同種の潜在的な原告も訴訟を提起し、被告は莫大な賠償金を支払わなければならない。このとき被告はわずかにでも原告勝訴の可能性があれば、訴訟に至ることを恐れて和解しようとする。よって原告が敗訴する可能性が高い争議が提訴されることになり、原告の勝訴率は 50% を下回る。ただし、本稿で分析の対象とした整理解雇の事例はこのケースにはあたらぬ。整理解雇の事例では、ある特定の整理解雇の事件において企業が敗訴したとしても、当該企業を被告とする同様の訴訟が連続して提訴されるとは考えにくい。
- 6) 当該データベースは「網羅的」であるとはいえ、すべての判決・決定を掲載しているわけではない。当該データベースは、労働判例ジャーナルをはじめとする労働判例関係雑誌等に取り上げられた判決等が収録されたデータベースであり、その意味で「法曹にとって興味深いであろうと編集者が考えた事件を選択的に」(神林, 2008, 204 頁) 取り上げている。従って、本稿で用いた整理解雇事件のデータは、裁判所で争われたすべての整理解雇事件を代表しないかもしれない。本来であれば、裁判所で争われたすべての整理解雇事件を分析対象とすべきである。それゆえ、今後そうしたデータが利用可能になった時点で、本稿の分析は検証されなければならない。
- 7) データの開始を 1953 年としたのは、以下の分析で同時に使用する完全失業者数データの遡及限界にあわせてのもの。ただし実際の分析ではラグおよび移動平均を計算するために 1951 年と 1952 年のデータも利用した。
- 8) 紛争当事者の過去の経歴に「整理解雇」という文言が含まれているだけの場合等があった。たとえば交通事故にもとづく損害賠償請求事件(大阪地判平 14・3・29)における原告の経歴のなかに「整理解雇」といった文言が登場している。ほかにも、いわゆる残留孤児が国を提訴した損害賠償請求事件(東京地判平 19・1・30)においても原告の経歴のなかに「整理解雇」の文言が登場する。
- 9) 「整理解雇」をキーワードとした全文検索で抽出された訴訟 484 件の審級別内訳は、第一審 403 件 (83.3%)、控訴審 72 件 (14.9%)、上告審 9 件 (1.9%) であった。
- 10) 時系列データの接続可能性から、ここの非自発的離職者とは、建設業を除く産業界、男女計、フルタイム労働者であり、経営上の都合により離職した労働者を指す。
- 11) 非自発的離職者が、和解と提訴の選択モデルを計算した上で、提訴には利益がないと認識した場合に、転職を選択している可能性もある。この場合は全ての非自発的離職者が、モデル上の潜在的訴訟数となる。しかし、転職に成功するか否かは労働者の能動的な選択のみで決まるのではなく、その時期の経済状況など、提訴に利益があるか否かとは独立な要素を含む可能性がある。労働移動が活発な時期には、提訴に利益があるか否かとは独立に、転職に成功する者がおり、その場合に彼らの前職企業への復帰のインセンティブが消滅するならば、彼らはモデル上の潜在的訴訟数に含まれない。
- 12) 非自発的離職率を説明変数とした場合、残差の変動が大きいため図 5 の左右のパネルで縦軸スケールが一致していないことに注意されたい。70 年代後半から 80 年代前半にかけての残差の低下は +1 から -4 [件/年] 程度と左右のパネルで大きな違いはない。
- 13) 整理解雇四要件は具体的には以下の 4 つの要件を指す。(1) 人員整理の必要性、(2) 解雇回避努力義務の履行、(3) 被解雇者選定の合理性、(4) 手続きの妥当性。
- 14) 「いわゆる整理解雇の四要件は、整理解雇の範疇に属すると考えられる解雇について解雇権の濫用に当たるかどうかを判断する際の考慮要素を類型化したものであって、各々の要件が存在しなければ法律効果が発生しないという意味での法律要件ではなく、解雇権濫用の判断は、本来事案ごとの個別具体的な事情を総合考慮して行うほかにないものである。」ナショナル・ウエストミンスター銀行(3 次仮処分)事件(東京地決平 12・1・21)。
- 15) 従来、労働組合と使用者との間の集団的労使紛争については、労働委員会(労働組合法 19 条 2 項)が当該紛争の解決を図ってきた。しかし、個別労働関係紛争についてはこれまで法律上特別な紛争解決制度が存在しなかった。
- 16) 菅野他(2007)によれば、実際に労働審判制度が施行された前後で訴訟数(労働仮処分、東京地裁)を比較すると、施行前 2005 年 4~12 月期の 168 件から施行後の 2006 年同時期 88 件へと大幅な減少が観察されている。なお、このような簡便な制度の導入を(3)式の裁判費用 C の低下と解釈するならば、訴訟事件と労働審判事件を合わせた総事件数は上昇すると考えられるが、実際にこの数は 2005 年の 715 件から 2006 年 804 件(仮処分・個別労働訴訟事件・労働審判事件の和、東京地裁)へと増加しており、選択的訴訟仮説に整合的である。本稿で利用するデータは、これらの新しい制度によって解決された争議を訴訟数としてカウントしていない。春名(2010)はさらに最近に至るまでの訴訟数の推移を検討し、労働関係民事通常訴訟と仮処分が労働審判によって少なくとも短期的には代替されたが、その後は訴訟件数・仮処分数ともに徐々に増加しており、2009 年までに制度導入前と同レベルに達したことを指摘している。リーマンショック等の影響による個別労働事件自体の増加に加えて、低コストな制度の導入が裁判所の利用者を新規に掘り起こした可能性もある。
- 17) 解雇が有効であるにもかかわらず、労働者に金銭を支払うことを命じた判決としては、企業が解雇の予告義務違反をした場合、例えば四日市カンツリー倶楽部事件(津地四日市支判昭 60・5・24)がある。また、ジャレコ事件(東京地決平 7・10・20)においては、「労働契約上の権利を有する地位にあること」は認められなかったが、本案確定判決が出るまでの賃金を受け取る権利は認められた。このような場合でも、請求内容の一部が認められているがゆえに、本稿では原告側勝訴と数えている。
- 18) ルールの確定性が高まったとされる 70 年代後半から 80 年代前半や、新しい紛争解決制度が導入された 2000 年代のみに注目することも考えられるが、サンプル期間を細かく分割するとサンプルサイズ不足の問題が深刻化する。Eisenberg(1990)が指摘するように 50% ルールの検証は多くの観察データから確率的になされるべきである。サンプル期間の意味を明確にすることとサンプルサイズの大きさを勘案した結果、本稿では全サンプル期間を前後半に等分割して議論する

ことにした。なお頑健性のチェックのため分割位置を前後3年ずつ移動させて同様の分析を行い、主要な結論に変化がないことを確認した。

- 19) 推計における決定係数 R^2 は非常に小さい。これはサンプルサイズの不足とともに本来錐状であるものを直線で近似しているためであり、モデルの当てはまりが悪いことはやむを得ない。ただし錐であるという仮説が正しいならば、直線の傾きは決まらなくとも、切片については比較的正確な推計が行えるはずである。推計結果より、傾きの標準誤差が大きいことから直線の傾きが決まらない状況であることが分かる。一方で、本稿で議論した切片の標準誤差は比較的小さく、切片に関しては正確な推計が行われたと考えられる。

参考文献

- Cooter, R. (1987) "Why Litigants Disagree: A Comment on George Priest's "Measuring Legal Change," *Journal of Law, Economics and Organization*, Vol.3, No.2, pp.227-234.
- Eisenberg, T. (1990) "Testing the Selection Effect: A New Theoretical Framework with Empirical Tests," *Journal of Legal Studies*, Vol.19, No.2, pp.337-358.
- Gould, J. (1973) "The Economics of Legal Conflicts," *Journal of Legal Studies*, Vol.2, No.2, pp.279-300.
- Landes, W. (1971) "An Economic Analysis of the Courts," *Journal of Law and Economics*, Vol.14, No.1, pp.61-107.
- Miceli, T. (2009) *The Economic Approach to Law*, Stanford: Stanford Economics and Finance, 2nd edition.
- Posner, R. (1992) *Economic Analysis of Law*, Law School Casebook Series, Boston: Little, Brown, 4th edition.
- Priest, G. (1985) "Reexamining the Selection Hypothesis: Learning from Wittman's Mistakes," *Journal of Legal Studies*, Vol.14, No.2, pp.215-243.
- (1987) "Measuring Legal Change," *Journal of Law, Economics and Organization*, Vol.3, No.2, pp.193-225.
- and B. Klein (1984) "The Selection of Disputes for Litigation," *Journal of Legal Studies*, Vol.13, No.1, pp.1-55.
- Shavell, S. (1982) "Suit, Settlement, and Trial: A Theoretical Analysis under Alternative Methods for the Allocation of Legal Costs," *Journal of Legal Studies*, Vol.11, No.1, pp.55-81.
- Waldfoegel, J. (1995) "The Selection Hypothesis and the Relationship between Trial and Plaintiff Victory," *Journal of Political Economy*, Vol.103, No.2, pp.229-260.
- Wittman, D. (1985) "Is the Selection of Cases for Trial Biased?" *Journal of Legal Studies*, Vol.14, No.1, pp.185-214.
- 大内伸哉 (2004) 「解雇法制の "pro veritate"」大竹文雄・大内伸哉・山川隆一 (編) 『解雇法制を考える——法学と経済学の視点 [増補版]』勁草書房, 第10章。
- (2008) 「解雇はどこまで制限されているの?」『法学教室』第332号, 102-108頁。
- 大竹文雄 (2004) 「整理解雇の実証分析」大竹文雄・大内伸哉・山川隆一 (編) 『解雇法制を考える——法学と経済学の視点 [増補版]』勁草書房, 第5章。
- ・藤川恵子 (2001) 「日本の整理解雇」猪木武徳・大竹文雄 (編) 『雇用政策の経済分析』東京大学出版会, 第1章。
- 奥野寿・原昌登 (2008) 「整理解雇裁判例の分析」神林龍 (編) 『解雇規制の法と経済——労使の合意形成メカニズムとしての解雇ルール』日本評論社, 第4章。
- 神林龍 (2008) 「裁判所における解雇事件」神林龍 (編) 『解雇規制の法と経済——労使の合意形成メカニズムとしての解雇ルール』日本評論社, 第6章。
- 菅野和夫 (2010) 『労働法』弘文堂, 第9版。
- ・徳住堅治・中町誠・難波孝一 (2007) 「〔座談会〕労働審判制度1年——実績と今後の課題」『ジュリスト』第1331号, 6-31頁。
- 春名茂 (2010) 「労働審判制度の現状と課題」『ジュリスト』第1408号, 44-55頁。
- 水町勇一郎 (2010) 『労働法』有斐閣, 第3版。

〈投稿受付2011年10月28日, 採択決定2015年3月13日〉

こば・たけし 熊本学園大学経済学部准教授。最近の主な論文に「雇用保護規制と有期雇用」『国民経済雑誌』第210巻第5号, pp.97-111。労働経済・マクロ経済専攻。

ほんだ・こうさく 広島工業大学情報学部准教授。最近の主な論文に「差別発言と発話行為——政見放送削除事件判決を素材に」『大阪経済法科大学21世紀社会研究所紀要』第5号, pp.67-85。法哲学専攻。